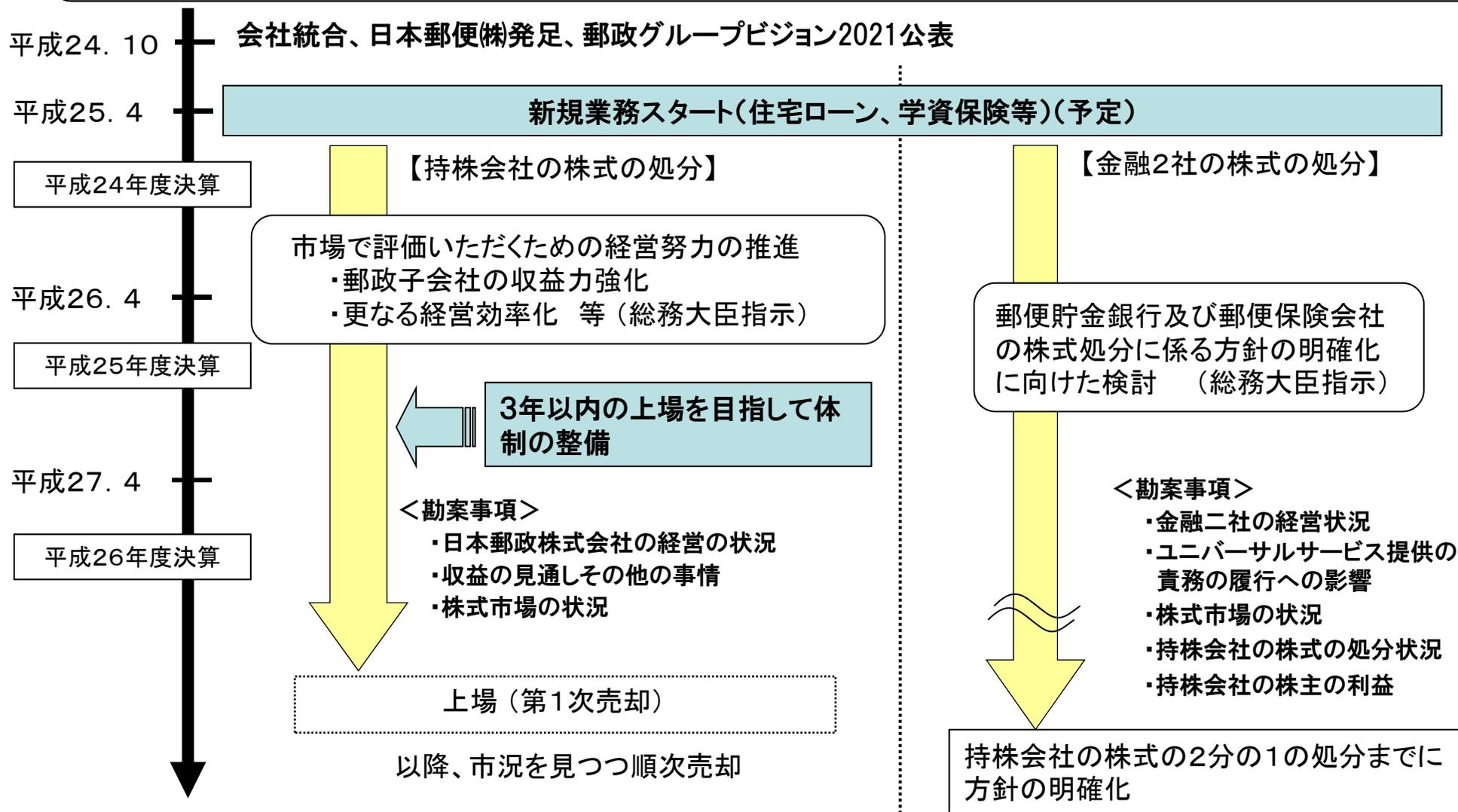


日本郵政グループの株式上場等

日本郵政グループ
平成24年10月29日

株式の処分について

○ 日本郵政(株)としては、3年以内を目途として、株式市場及び業務の状況等を踏まえつつ、できるだけ早期の上場を目指し、日本郵政(株)の株式の上場が可能となるよう体制の整備を図る。



上場審査基準(親子上場関連)

- 東京証券取引所の上場審査基準においては、親会社からの独立性の確保、親会社の開示の適正性(親会社の上場等)が求められているところ。

[上場審査規程第207条第1項、上場審査等に関するガイドラインⅡ3、5]

親会社からの独立性の確保 (ガイドラインⅡ3 企業経営の健全性)

- a 事業内容の独立性(親会社の一事業部門と認められる状況にないこと)
- b 取引の独立性(通常と著しく異なる条件での取引等の強制・誘引がないこと)
- c 出向者の受入れ状況(親会社等に過度に依存していないこと等)

親会社の開示の適正性 (ガイドラインⅡ5 企業内容等の開示の適正性)

- ・親会社等の開示が有効であるものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること
 - a 親会社等が上場されていること
 - b 親会社等が上場していない場合、子会社の経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の会社情報を適切に把握し、投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること

親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方についての通知

東 証上場第11号
平成19年6月25日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所は、平成19年4月24日に当取引所が公表した「上場制度総合整備プログラム2007」の実行計画に基づき、親会社を有する会社の上場（以下「子会社上場」といいます。）に対する当取引所の考え方を下記のとおりとりまとめたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

子会社上場は、子会社による独自の資金調達力が高まること等を通じて子会社の持続的な成長の実現に寄与する、新たな投資物件が投資者に対して提供されるなど、国民経済上の意義があります。現に、これまでの子会社上場の事例のなかにも、優良な投資物件として投資者から高い評価を受けている会社がいくつもあります。

その一方で、子会社上場には独自の弊害があることが指摘されています。例えば、親会社と子会社の他の株主の間には潜在的な利益相反の関係があると考えられますので、親会社により不利な事業調整や不利な条件による取引等を強いられる、資金需要のある親会社が子会社から調達資金を吸い上げる、上場後短期間で非公開化するなど、子会社の株主の権利や利益を損なう企業行動がとられるおそれが指摘されています。

親会社にとっても、自身の短期的な単体決算対策のための子会社上場や、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとする事例など、その目的に関して安易であるという批判を受けるケースが見受けられます。また、本格的な連結経営が求められる昨今の経営環境においては、企業グループ内の会社が親会社以外の株主に対して責任を負うこととなる子会社上場は、一体的な連結経営を行ううえでは必ずしも望ましいこととはいえません。

このように、子会社上場は、その国民経済上の意義及び投資者に多様な投資物件を提供するという証券取引所に期待される役割に照らして、一律的に禁止するのは適当でない反面、投資者をはじめ多くの市場関係者にとっては必ずしも望ましい資本政策とは言い切れないと考えます。

したがって、新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような子会社上場の特性を十分に配慮のうえでの方針を決定していただくとともに、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

また、親会社を有する上場会社の皆様におかれましても、上記のような子会社上場の特性を十分配慮のうえ、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

以上

中核的な子会社の上場についての通知

東 証上審第235号
平成19年10月29日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 斉藤 惇

中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は証券市場の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当取引所は、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所及び株式会社ジャスダック証券取引所と、別紙のとおり、中核的な子会社の上場に関して考え方を共有することにいたしましたので、上場会社代表者へご通知いたします。

新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、別紙に記載されております観点を十分に考慮のうえでその方針を決定していただくようよろしくお願い申し上げます。

敬具

平成19年10月29日

上場会社代表者 各位

株式会社東京証券取引所
株式会社大阪証券取引所
株式会社名古屋証券取引所
証券会員制法人福岡証券取引所
証券会員制法人札幌証券取引所
株式会社ジャスダック証券取引所

中核的な子会社の上場に関する証券取引所の考え方について

株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所、証券会

員制法人札幌証券取引所及び株式会社ジャスダック証券取引所は中核的な子会社の上場に関して考え方を共有することといたしました。

昨今、親会社と実質的に一体の子会社、若しくは中核的な子会社（親会社グループの企業価値の相当部分を占めるような子会社）の上場意向が散見されております。

このような中核的な子会社の子会社上場は、**証券市場において実質的には新しい投資物件であるとは言えず、また、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとしているものではないか**と考えます。

このような状況から、例えば、事業ドメイン（事業目的・内容・地域等）が極めて類似している子会社や、親会社グループのビジネスモデルにおいて、非常に重要な役割を果たしている子会社、親会社グループの収益、経営資源の概ね半分以上を超える子会社などのいわゆる中核的な子会社の上場については各企業グループ、子会社の事業の特性、事業規模、過去の業績の状況、将来の収益見通し等を総合的に勘案しながら、慎重に判断していくことといたします。

また、こういった子会社上場は、親会社と子会社の上場する証券取引所が異なるケースも想定されることから、各証券取引所が上記のような考え方を共有した上で、対応していくことが望ましいと考えられます。よって、各証券取引所間が必要に応じて情報交換を行い、各証券取引所の自主性を損なうことのない範囲で協調することといたします。

したがって、**新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような観点を十分に考慮のうえでその方針を決定していただくよう**よろしくお願い申し上げます。

以上

日本郵便株式会社の円滑な業務遂行に向けた指示について

日本郵便株式会社の今後の円滑な業務遂行に向け、下記のとおり指示する。

記

- 1 平成19年10月の郵政民営化の際に、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社に分社化されたことにより生じた問題点を解消し、両社の合併のメリットを最大限生かすとともに、公益性及び地域性が十分に発揮されるよう、引き続き業務・組織の改善に努めること。
- 2 日本郵政株式会社の株式の早期の上場及び政府による株式処分を可能とするため、郵政子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等により、日本郵政グループが市場で高く評価されるよう努力を行うことをはじめ所要の準備を急ぐとともに、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を行うこと。

(参考2)

株式処分関連条文

○郵政民営化法（平成17年法律第97号）

（新会社の株式）

第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）

附 則

（租税収入以外の収入による財源の確保）

第十三条 政府は、前条の規定による見直しを行うに際し、第二章及び第三章に規定するもののほか、平成二十三年度から平成三十四年度までの間において二兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

二 エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点を踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性について検討を行うこと。

2 政府は、前項各号の検討の結果、同項各号に規定する株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分するものとする。

第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。

郵政民営化法・日本郵政株式会社法(新旧対照)

郵政民営化法(改正後)	(改正前)
<p>(新会社の株式) 第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。</p> <p>2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。</p> <p><u>(郵政事業に係る基本的な役務の確保)</u> 第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。</p> <p>2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。</p> <p>(株式の処分) 第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。</p>	<p>(新会社の株式) 第七条 (同左)</p> <p>2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、<u>移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)</u>中に、その全部を処分するものとする。</p> <p>(株式の処分) 第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。</p>
日本郵政株式会社法(改正後)	(改正前)
<p>附 則 (政府保有の株式の処分) 第三条 政府は、その保有する会社の株式(第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。)については、できる限り早期に処分するものとする。</p>	<p>附 則 (政府保有の株式の処分) 第三条 政府は、その保有する会社の株式(第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。)については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。</p>

(参考3)

東京証券取引所上場審査基準(形式要件)

○ 内国株券等に係る上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行う(形式要件)。

[有価証券上場規程第205条、210条、有価証券上場規則第212条5項]

(1)株主数 (上場時見込み)	2,200人以上
(2)流通株式 (上場時見込み)	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式数(比率)上場株券等の数の35%以上
(3)時価総額 (上場時見込み)	250億円以上
(4)事業継続 年数	新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して、 3カ年以前から取締役会を設置して、継続的に事業活動をして いること
(5)純資産の額 (上場時見込み)	連結純資産の額が10億円以上(かつ、単体純資産の額が 負でないこと)
(6)利益の額 又は時価総額 (利益の額について は、連結経常利益 金額)	次のa又はbに適合すること a. 最近2年間の利益の額の総額が5億円以上である こと b. 時価総額が500億円以上(最近1年間における売上 高が100億円未満である場合を除く)
(7)虚偽記載 又は不適正 意見等	a. 最近2年間の財務諸表等に「虚偽記載」なし b. 最近2年間(最近1年間を除く)の財務諸表等の監 査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限 定付適正」 c. 最近1年間の財務諸表等・四半期財務諸表等の監査意 見・結論が「無限定適正」・「無限定の結論」 d. 最近1年間の内部統制報告書・内部統制監査報告書で 意見不表明等なし
(7)の2 上場会社監 査事務所による監査	最近2年間の財務諸表等・1年間の四半期財務諸表等に ついて、上場会社監査事務所の監査・四半期レビュー。

(8) 株式事務 代行機関の 設置	東証の承認する株式事務代行機関に委託しているか、 又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾 を得ていること
(9) 単元株式 数及び株券 の種類	単元株式数が、100株となる見込みのあること 新規上場申請に係る株券等が、原則として、次のaか らcのいずれかであること a. 議決権付株式を1種類のみ発行している会社にお ける当該議決権付株式 b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社にお いて、経済的利益を受ける権利の価額等が他の いずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議 決権付株式 c. 無議決権株式
(10) 株式の 譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行って いないこと又は上場の時までには制限を行わないこと となる見込みのあること
(11) 指定振替機 関における取扱い	指定振替機関の振替業における取扱いの対象である こと又は取扱いの対象となる見込みのあること
(12) 合併等の 実施の見込み	次のa及びbに該当するものでないこと。 a. 合併、会社分割、子会社化若しくは非子会社化若 しくは譲渡を行った場合又は2年以内に行う予定 がある場合で、新規上場申請者が当該行為により 実質的な存続会社でなくなる場合 b. 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社 の完全子会社となる株式交換又は株式移転を2年 以内に行う予定のある場合

※東証HPに基づき作成。

東京証券取引所上場審査基準(適格要件)

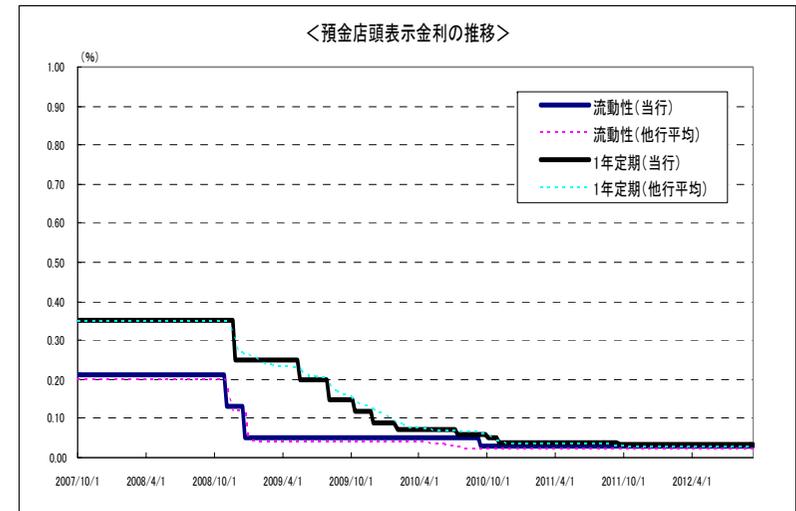
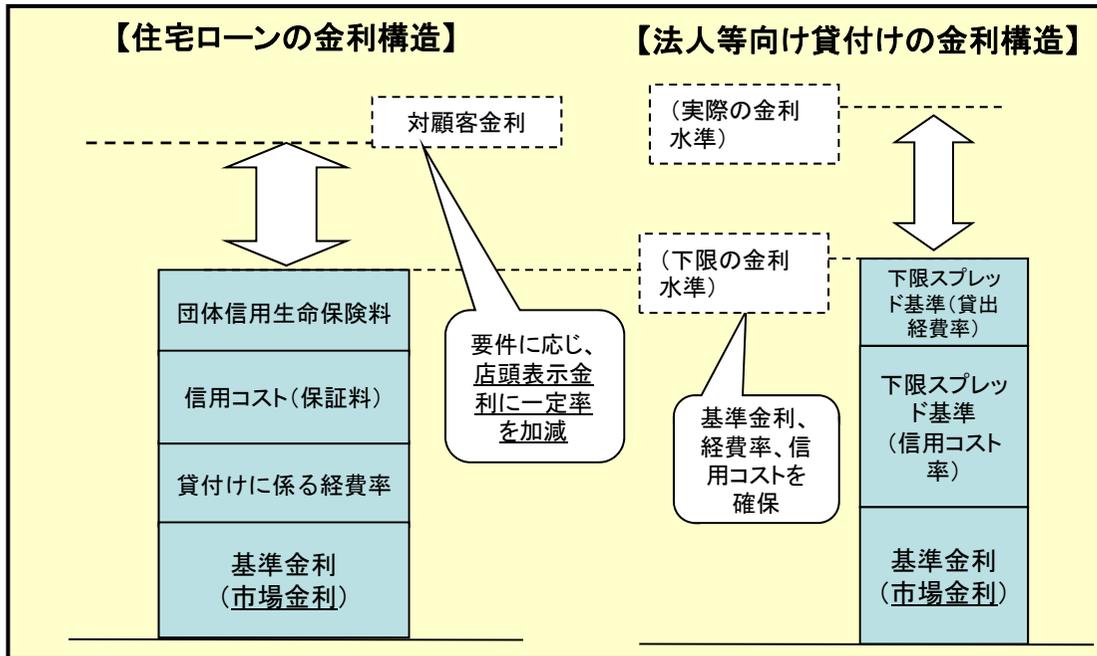
○ 株券等の上場審査は、新規上場申請者及びその企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行う(適格要件)。

有価証券上場規程第207条	上場審査等に関するガイドライン(要約)
<p>(1) 企業の継続性及び収益性</p> <p>継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること</p>	<p>(1)事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていること</p> <p>(2)今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること</p> <p>(3)経営活動が以下のaからcに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行する状況にあること</p> <p>a. 仕入れ、生産、販売等の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向等に照らし、安定的・継続的に遂行可能な状況にあること</p> <p>b. 設備投資及び事業投資等の投資活動や資金調達の財務活動が、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと</p> <p>c. 企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続性に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと</p>
<p>(2) 企業経営の健全性</p> <p>事業を公正かつ忠実に遂行していること</p>	<p>(1)特定の者に対し、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していないこと</p> <p>(2)役員の親族関係、構成、兼職の状況が、公正、忠実かつ十分な業務の執行・有効な監査の実施を損なう状況にないこと</p> <p>(3)親会社等を有している場合は、aからcまでの事項その他事項から、親会社からの独立性を有する状況が確認できること</p> <p>a. 申請会社が、事実上、親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと</p> <p>b. 申請会社と親会社等が、通常の取引の条件と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと</p> <p>c. 出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものではないこと</p>
<p>(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</p> <p>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること</p>	<p>(1)役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、適切に整備、運用されている状況にあること</p> <p>(2)経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が適切に整備、運用されていること</p> <p>(3)経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制維持のために必要な人員が確保されていること</p> <p>(4)企業グループの実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること</p> <p>(5)経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後も行わない状況にあること</p>
<p>(4) 企業内容等の開示の適正性</p> <p>企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること</p>	<p>(1)会社情報の適正管理、投資者への適時、適切な開示の体制。内部者取引の未然防止に向けた体制の適切な整備、運用</p> <p>(2)法令等に準じた開示書類の作成、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事項等の適切な記載</p> <p>(3)特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、企業グループの実態の開示を歪めていないこと</p> <p>(4)親会社等を有している場合には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、以下のa又はbのいずれかに該当すること</p> <p>a. 親会社等が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること</p> <p>b. 経営に重大に影響を与える親会社等(前aに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握できる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営の重大な影響をあたえるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること</p>
<p>(5) その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項</p>	<p>(1)株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと</p> <p>(2)申請会社が買収防衛策を導入している場合には、以下の事項を尊重していること</p> <p>(a) 開示の十分性、(b) 透明性、(c) 流通市場への影響、(d) 株主の権利の尊重</p> <p>(3)経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと</p> <p>(4)反社会的勢力による経営活動への関与の防止体制の整備等及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。</p> <p>(5)その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること</p>

※東証HPIに基づき作成。

ゆうちょ銀行の貸出金利について

- 貸出金利においては、基準金利(市場金利)、貸付けに係る経費率、信用コスト等を確保する金利水準を設定。(ダンピングは行わない)。
- 預金金利についても、ゆうちょ残高が減少する中でも市場実勢を踏まえた金利設定を行ってきている。
- 新規業務開始後の金利に関しては、必要に応じ、民営化委員会にもご報告申し上げたい。



(出所) 他行平均: 預入金額300万円未満の店頭表示金利の平均(日本銀行)

【郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(H24.9.19)】

3 新規業務に関する調査審議の方針

(1) 基本的な考え方

① 共通的な視点

イ 適正な競争関係の確保

手法の面では、現在の金融行政の手法が事後チェック型となっている中で、金融二社の業務規制では、官業として拡大してきた経緯から、通常の行政手法に留まらず、事前の要件審査と事後の条件付けが必要となるものである。その運用に当たっては、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべきである。

ゆうちょ銀行の内部格付制度・貸出審査について

- 当行では、有価証券の購入や貸出等の実施、日常の与信管理、信用リスク計測、適正なプライシング等に活用するため、信用度に応じて債務者・債権の分類を行うための基準として「内部格付制度」を構築しており、他行同様の管理を行っています。なお民営化後、シローン、貸出債権の買取等において、不良債権は発生しておりません。
- 貸出審査に当たっては、与信先の信用状況の実態把握を行い、返済能力を十分に見極めております。

【債務者格付・債務者区分】

表記	外部格付対応 (イメージ)	概 念	債務者区分
1	AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。	正常先
2	AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。	
3	A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。	
4	a BBB+~ BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。	
	b BBB-		
5	a BB+~BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。	
	b BB-		
6	a	信用力は現状問題ないが、絶えず注意すべき要素がある。	
	b		
7	(B)	金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題があるほか、業況が低調ないしは不安定又は財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する。	要注意先
8	(CCC) (CC)	元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している又は経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行っている。	(要管理先)
9	(C)	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
10	(C)	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
11	(C)	法的・形式的な経営破綻の事実は発生している。	破綻先

【格付付与の流れ】

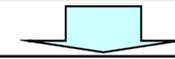
【定量評価】

統計的手法により選択した指標及び算式(財務定量モデル)を使用して、財務データを基に、信用力を定量的に評価



【債務者区分スクリーニング】

「正常先」又は「要注意先以下」のスクリーニングを実施



【定性評価】

「正常先」については、財務データ等に表れにくい定性的な要素(経営者や事業基盤における将来性の評価等) など、補完的な評価をし、取引先毎の実態判断を踏まえ、格付を調整 → 格付付与



「要注意先以下」については、債務者区分との総合的な格付付与

【貸出審査】

貸出審査に当たっては、与信先の信用状況について、財務・経営状況、市場指標、資金使途、資金繰り等を詳細に分析し、実態把握を行い、返済能力を慎重に判断し、貸出実行の可否を決定